

新発田産食材消費拡大応援補助金・秋の陣要綱

～地元の食材を活用しませんか？～

1 目的

新発田産食材の魅力について、消費者に改めて知ってもらうために、食材の購入に掛かる費用の一部を補助します。

2 対象事業者

補助金の交付対象者は、新発田産食材の加工又は調理をした上で直接消費者に販売若しくは提供している市内に本社若しくは本店等がある法人又は個人事業主とします。

3 補助対象経費

令和6年9月1日から令和6年12月31日までの期間に以下の食材を購入した経費を補助対象とします。

- (1) 北越後パイオニアポーク
- (2) 越後もちぶた
- (3) 新発田産いちじく
- (4) 新発田産オータムポエム

4 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（税抜き）の2分の1とし、上限を3万円とします。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は3万円が上限です。

※仕入れ額6万円（税抜き）分までが対象となります。

5 補助金申請方法

別紙「新発田産食材消費拡大応援補助金交付申請書兼請求書」を提出してください。申請時には以下の書類を添付してください。（申請書兼請求書の様式は市ホームページにも掲載しております。）

- 1 補助金対象経費であることが分かる書類（以下の項目が分かる納品書、請求書、領収書などの資料）
 - ・新発田産であること。ただし、北越後パイオニアポーク、越後もちぶたについては食材の名称の記載があれば産地の記載は不要です。
 - ・食材の名称（品種指定がある場合は品種も含む）がわかること。
 - ・令和6年9月1日～令和6年12月31日の間に購入したこと。
 - ・仕入先への支払い完了がわかること。
- 2 振込口座が分かる書類（通帳の写し など）
- 3 誓約書

※小売店が発行するレシートなどに「新発田産」「北越後パイオニアポーク」「越後もちぶた」などの明記がされていない場合は、それらが明記された領収書などを発行してもらってください。

※請求するタイミングについては【裏面】をご確認ください。

6 受付期間

令和7年1月31日（金）まで

※消印有効

※予算がなくなり次第終了となります

【裏面あり】

7 その他

- ・新発田産食材を使用していることを可能な範囲で周知いただくようご協力ください。
- ・不正な請求が発覚した場合は、補助金の全額を返還していただきます。
- ・記載事項は今後変更の可能性がありますので、その際は随時ご案内します。

●請求するタイミングについて

【申請例1】一括で申請する

9月	北越後パイオニアポーク購入額	15,000円	合計 62,000円	6万円以上になった時点で まとめて請求 請求額：3万円
	越後もちぶた購入額	10,000円		
10月	越後もちぶた購入額	15,000円		
	新発田産いちじく購入額	5,000円		
11月	北越後パイオニアポーク購入額	14,000円		
	新発田産オータムポエム購入額	3,000円		

【申請例2】分割して申請する

分割する場合は、1カ月単位などある程度まとめた期間の請求をお願いいたします。

9月	越後もちぶた購入額	10,000円	小計 25,000円	9、10月分を請求	請求額：25,000円
10月	越後もちぶた購入額	15,000円			
11月	越後もちぶた購入額	10,000円	小計 15,000円	11月分を請求	請求額：15,000円
	新発田産いちじく購入額	5,000円			
12月	越後もちぶた購入額	15,000円	小計 15,000円	12月分を請求	請求額：15,000円
	新発田産いちじく購入額	5,000円			

請求額の累計額は 上限 3万円

※上記のように9月、10月分を請求できた場合においても、11月以降の請求が確保されるわけではありませんのでご注意ください。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は3万円が上限です。

※いずれも予算がなくなり次第受付終了とさせていただきますので、ご留意
願います。

【問い合わせ先 及び 提出先】

新発田市商工振興課 〒957-8686 新発田市中心中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 6階

TEL：0254-28-9650 FAX：0254-28-9670 メールアドレス：shoukou@city.shibata.lg.jp